

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№483
2011・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

東日本大震災と弁学合同部会の取り組み……………青法協弁学合同部会
岩手における東日本大震災の被害と復興への課題……………小笠原基也
東日本大震災に対する取り組みと青法協に期待すること……………小海範亮

大阪支部特集

ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟勝利和解の報告……………徳井義幸
氷山の一角に過ぎない大阪地検問題—岡山地検証拠隠し事件……………川崎拓也

青法協大阪支部の活動紹介

大阪・京都・兵庫県支部の共同で「法律家を目指すゼミ」を開催……………和田 香
「大阪維新」や「大阪都構想」を批判的に考察—「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワーク……………西川大史

裁判員裁判の実相⑭

□大阪における初の裁判員裁判・無罪判決—覚せい剤取締法違反、関税法違反被告人事件……………小林徹也
「大阪・神戸 憲法ミュージカル2011」の取り組み……………中島宏治
僕たちには権利があった—日系ブラジル人整理解雇無効事件……………牧 亮太
泉南アスベスト国家賠償訴訟弁護団の活動をとおして青法協に入会……………中村真二



「新聞は東日本大震災をどう伝えたか」展 (横浜)

三青会でPTTを設置、震災問題で学習討論集会

— 東日本大震災と弁学合同部会の取り組み

本年三月二日に発生した東日本大震災に関する執行部の取り組みについて、前号(本年四月二五号)でお知らせしました。今回は、その後の取り組みについて報告します。

□ 義援金について

義援金は皆さまのご協力により、本稿執筆時点で二一〇万円となり、一部を義援金第一弾として送金しました。被災地の会員からは「事務所は全壊、自宅は大規模半壊、車も水没、復旧費用多額という状況だったので、義援金は大変ありがたい。これで勇気づけられたので自力で法律相談活動を行っていききたい」との声が寄せられています。執行部としては、今後も被災地の状況を全国の会員にお伝えする取り組みをすすめていきますが、今回の義援金は、「被災地の支部・地域に送

り、当該支部・地域の会員の生活と事業の再建」とともに、「救済活動などに活用されることを想定」(「義援金の訴え」・前号所収)したものです。

義援金は、長期にわたるであろう被災地の支部・地域・会員の震災対策の活動の資金面での一助にするという趣旨をもっていることをご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。

□ 三青会PTTと弁学合同部会対策本部

前号では、「今回の大震災は、その災害が未曾有のものであるだけに、救済策も旧来の発想にとどまらないものがが必要です」と指摘し、「弁学合同部会として、他の士業団体との共同を含め、政策提言や意見表明、申し入れ活動をすすめるようと考えています」と述べました。

その後、本年四月二日の三青会(全国青年司法書士協議会、全国青年税理士連盟と青法協弁

学合同部会)との定期協議で震災対策が討議され、士業が連携した震災対策をすすめるためにプロジェクトチーム(PTT)をつくることが確認されました。これに対応して、弁学合同部会としても東日本大震災対策本部(本部長・鳥海準弁学合同部会議長、事務局長・松尾文彦同事務局長)を設置することを執行部で確認しました。

三青会プロジェクトチームとしては、中・長期的な対策を視野に、調査・政策提言活動などをすすめる予定です。

□ 今年度の司法試験受験を「三振制」の適用対象としないことを求める

また、執行部は、「今年度の司法試験受験を『三振制』から除外することを求める議長声明」を提起、全国の常任委員に回付の後、五月一八日執行しました。

今年度の司法試験(五月一日～五日)は、震災からわずか二カ月の実施であり、震災の影響で受験勉強から離れることを余儀なくされた受験生が少なからず存在し、ここにいわゆる「三振制」(五年間に三回という受験制限)が適用されることは不公平を生むことから、今年度の試験を「三振制」から一律除外することを求めるというものです。宮城支部の活動について情報提供をいただいたのを受け、執行部で議論したものです。

□東京支部と学習討論集会を共催

震災対策の活動についての学習討論集会「3・11は青年法律家に何を求めているか」を東京支部と共催して、六月一日(金)午後六時三〇分から、東京・水道橋のハロー貸会議室水道橋一で開きます。救援活動で大活躍され、本号に寄稿して下さった東京支部の小海範亮支部長を報告者に迎え、今後の被災者救援・復興活動と政策提言の課題などについて討論することを予定しています。

□原発問題について

原発問題は、被災者救援・復興と並ぶ大震災対策の柱です。

福島第一原発の苛酷事故を目の当たりにして、国と電力会社が振りまいてきた原発の「安全神話」の虚構性が急速に明らかになりつつあり、浜

岡原発の停止という事態も起こっています。執行部は、これらの事態を受けて、「東京電力「福島第一原発事故」に関する議長声明」を作成、全国の常任委員に回付の後、五月十八日執行しました。

また、自由法曹団・日本民主法律家協会・労働弁護団など法律家五団体主催で、専門家を招いて原発問題の基礎を学ぶ連続講座を開催します。第一回は「福島原発災害と放射線の影響」と題して、六月一日(水)午後六時から東京・四谷のプラザエフで、野口邦和氏(日本科学者会議エネルギー原子力問題研究委員会委員長)から、原子力発電や放射線、福島原発の状況などについての基礎的な話を聞く予定です。その後、現地の農業の被害実態についての報告も予定しています。

□定時総会(熊本)でも討論

本年六月二五日～二六日に弁学合同部会第四二

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域に送り、当該支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパ口 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンバグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

回定時総会(熊本)が開かれます。この初日(二五日)に震災問題について討論します。

被災地からも他の地域からもぜひ積極的にご参加いただき、弁学合同部会としての今後の活動の課題と方向を交流・討論したいと思えます(弁学合同部会震災対策本部事務局長・松尾文彦 二〇一一年五月二三日記)。

岩手における東日本大震災の被害と復興への課題

岩手 小笠原 基也

一〇二年三月二日、東日本大震災が発生した。一夜明けた翌日、ワッセグで見た映像

には信じられない光景と「陸前高田市壊滅」のテロップ。そこで宮城県沖においてマグニチュード九・〇の巨大地震が発生し、その後の津波により、岩手県の沿岸部では、多くの死者・行方不明者が発生したことを知った。

岩

手県の海岸線は長く、南北二〇〇キロメートル以上あるため、その被害はさまざまである。私が見てきたところだけでも、以下のよう

な被害が見られた。
 ・宮古市 市街域は大規模浸水。津軽石地域は壊滅（多数の家屋が流され、残っていても基礎ぐ

らいしかな状態。以下同じ）。
 ・大槌町 市街域は津波、火災で壊滅。がれきも多数。町役場も被災し、行政機能も麻痺状態。

釜石市 市街域は大規模浸水。建物自体は残っているが、一、二階部分がひどく損壊しているため、取壊しが必要などころも多い。鵜住居地域は壊滅。

・大船渡市 三陸鉄道より海側は壊滅。がれき多数。特に陸前高田寄りの南側がひどい。

・陸前高田市 広範囲で壊滅。海の近くにはがれきも残っていないが、山に行くにしたがつて、流されたがれきが積み重なっている。高台や海の見えないところまで津波による全壊家屋多数。市役所も被災し、行政機能も麻痺状態。

ほかに、私はまだ訪れてはいないが、宮古市田老地区、山田町も壊滅的打撃を受けているとのことである。

岩

手県における今回の震災被害の特徴は、被害の多くが津波によることから、以下のと

おりであると考える。

(1) 津波の到達した部分によって損害の明暗が地震の場合、同じ地域であっても、建物の頑強さや構造によって被害はまちまちであろうが、津波による被害の場合、若干の例外はあるとはいえず、①建物がまったく残らない、②一階天井まで浸水、③一階床上浸水、④床下浸水または被害なしという段階で、土地の高低による被害が一目瞭然である。

盛岡から山を越えていくと、途中までは今までと同じであったものがある一線を越えたところからがれきの山であったり、家がなかったりと風景が様変わりする。同じ高さで上がってくる水の性質によるものである。

(2) 海岸線付近の甚大な被害とそれが与える影響

日本の他の地方も同様であるが、海岸線付近には漁船と港だけではなく、物資集積所、水産物加工工場、これらに従事するものを対象とする飲食店などが集中している。特に三陸海岸はリアス式で、海近くまで山が迫っていて平地が少ないため、これらの第一次産業から第三次産業までが海岸線近くに密集している。

当然ながら、津波は海に近いところから破壊していくので、家は高台で無事であったとしても船は流され、工場・店は跡形もなくなり、経営



写真上は、名勝高田松原があった場所（今は海）、下は城山公園からみた大槌町内

者・労働者ともに生計を立てる途が一挙に絶たれた。

(3) 沿岸南部に甚大な被害

今回の震災で、久慈市、野田村、普代村といった北三陸の市町村に比べ、前述の南三陸の市町村は被害が格段に大きく、市が指定する避難所ですら、そこに避難した人たちのほとんどが津波に流されてしまうという事態も生じている。これは、明治、昭和の大津波が主に北三陸において被害が大きかったのに対して、南三陸は地形などもあつ

てか比較的被害が小さかったため、住民の防災意識や、過去の被害から想定して立てられる防災計画に、南北の差があったためと思われる。

(4) 防災設備も壊滅的打撃

沿岸南部においては、防潮堤、防波堤といった防災設備も津波によりえぐり取られており、少しの津波でも大きな被害が生じるおそれがある。

このような甚大な被害に直面して、復興に向けた課題は大きい。

まず、陸前高田市、大槌町などは、市役所職

員や議員の多くも死亡・行方不明となつて、行政機能が麻痺しており、これの回復が第一であろう。その上で、新たな防災計画を立て、都市計画を立て、街を整備していく必要がある。

しかし、それだけでいいのであろうか？

震災前から、規制緩和・グローバル化という波（これはもはや人災の津波といつてもいいだろう）により地方は疲弊していた。基幹産業である漁業も外国産の輸入品に押され、魚価の低迷が続き、燃料高が追い打ちをかけ、高齢化・後継者不足の警鐘が鳴らされてきた。そのため、復興の核となるべき「若い力」が不足しているのではないか。相談をしていると、仕事がないから関東にいるが実家と年老いた両親が流されたという話をずいぶんと聞く。

この震災を奇禍として、消費税増税やさらなる規制緩和を声高に叫ぶ人々もいる。

しかし、震災により被害を受けた沿岸部を復興するためには、日本の経済のあり方、地方のあり方から根本的に見詰め直さなければならぬのではないだろうか。

そうでなければ、箱ものだけは整備したが、そこに住んでいる人の顔ぶれや生活が一変してしまうのではないかという漠然とした不安が湧いてくる。

東日本大震災に対する取り組みと

青法協に期待すること

東京 小海 範亮

一 東日本大震災に対する取り組み

私は、今回の東日本大震災を機に発足した日弁連災害対策本部、東京三弁護士会復旧復興本部などに関与している。個人的には、約一〇年前に三青会のメンバーと共に東京の島しょ部である小笠原で法律相談会を始めるのと同時期に、三宅島の噴火災害が発生し、現在に至るまで法律相談等の復興支援活動を行ってきた経験がある。そのため、災害が発生した場合に弁護士として何をすべきかについて、普段より意識していたつもりではあったが、こんな早い時期に、こんなに大規模な災害が発生するとはまったくの予想外であった。

今回、弁護士会が行っている震災支援には、立法提言、義援金配分、原子力災害への対応などの活動もあるが、私は主に法律相談を担当してい

る。とはいっても、自分で被災者の相談を受けることがそのすべてではない。むしろ、日弁連や東京三会内外での調整を行ったり、避難所の施設管理者と交渉したり、相談会の運営方法を企画してマニュアルを作成し相談担当者を配置したりするなど、コーディネートの役割である。

私は、自ら現場に向いて地道に活動することを本来の仕事のスタイルとしているが、弁護士会という大きな組織のコーディネートに関与できるというのは貴重な経験である。

二 日弁連および東京三弁護士会で 行っている活動

発災後約二カ月の時期ではあるが、すでに支援活動は多岐におよんでいるため、多少羅列的ではあるが、二〇一二年五月五日現在までの日弁連お

よび東京三会の活動を以下に紹介する。本稿の性質上、あえて私が関与した活動を中心に列挙することに留意願いたい。

(1) Q & Aの改訂

被災地外の弁護士が被災地弁護士会に対する後方支援としてまずできることは、相談に役立つ資料の提供である。弁護士向けのマニュアル(ガイドブック)としては、最近のものでは関弁連編集の「Q & A災害時の法律実務ハンドブック」(二〇〇六年、新日本法規)が存在したが、この執筆に参加した一人として、新たな法律や津波災害にともなう問題を追補版として作成し、広く弁護士に配布した。これらも加えた改訂版も新日本法規より近々発売される予定である。

(2) 電話相談

三月二三日より毎日(平日)、東京の弁護士会館において、日弁連、東京三会、法テラス共催の電話相談を行っている。これも被災者および被災地弁護士会支援が目的であり、当初は二回線であったものの、架電数が多いため現在では四回線に対応している。

(3) 都内避難所における面接相談

東京都にも各避難所が設けられ、特に福島からの避難者が多いが、東京都は施設管理を理由としてボランティアの受け入れに消極的であったため、弁護士がそれら避難所内で相談会を行うことは実

は容易なことではなかった。そのため弁護士会として申し入れを行い、私も東京ビッグサイトや旧赤坂プリンスホテルの交渉に加わり、避難所内での相談会実行にこぎ着けた。

避難所では当初、手続きや行政運用に関する情報を求める相談、原子力災害に関する不安を訴える相談が多く、必ずしも純粋な法律相談ではないものの、弁護士の行う法律相談のカウンセリング機能は重要であることを再認識した。また、震災約一カ月後より開設された旧赤坂プリンスホテル避難所においては、長期避難せざるを得ない人が今後の住居を求める相談が多く、弁護士による生活支援の必要性が表面化してきている。

(4) 被災地避難所における面接相談

日弁連の要請に基づき、東京三会では福島県弁護士会と協力して、四月二日より休日を含む毎日、郡山市のビッグパレットふくしま避難所に会員を派遣している。私は先発隊で現地にて施設管理者との打ち合わせや相談会場のセッティングなどを行った。約一五〇〇名以上の避難者がおり、福島原発に近い富岡町や河内村の方が多く、役場機能も施設内に移転しており、まだまだ混乱が見られるため、情報提供や要援護者支援（高齢者、障害者、子どもなど）に対する特別の支援）など、法律相談にとどまらない支援の必要がある。

また、四月二九日から五月一日には、仙台弁護

士会、日弁連、法テラスの共催で、宮城県下震災避難所約一〇〇カ所に弁護士を派遣するという一斉相談会が企画され、東京三会からも約六〇名（三日間のべ一八〇名）が参加した。私もその責任者の一人として参加し、国道を境に平地すべてが津波に流されてしまった南部の山元町地域、半島の小さな漁村が丸ごと津波被害に遭い高台の自主避難所にて生活を送る石巻市北部の雄勝町地域、仙台郊外の新興住宅地に盛り土した敷地の地割れによって建てたばかりの住居に住めない住民の自主避難所などを回り、被災者にさまざまな悩みがあることを感じた。

三 今後の支援活動について

いうまでもなく、東日本大震災の最大の特徴は、大きな被害が広域にわたっていることである。そのため被災者には、多種多様な支援が必要とされている。例えば、今までの私の拙い経験でも、「すべてが流されたことがはつきりしすぎている」「津波の被害と、「現状も今後のことも分からなすぎる」「原発事故の被害はまったく異なるし、災害時要援護者への支援や、地元から離れて長期避難せざるを得ない人への支援は、積極的に弁護士が関与していかねば埋もれてしまう問題である。また、被災地や被災者の復興には時間を要するため、これからは息の長い支援活動が重要になって

くると思われる。

したがって、青法協の各会員が日ごろ培ってきた感性や見識、ネットワークを駆使して、ぜひ災害復興支援活動に加わっていただければ幸いです。また、例えば、ニーズ調査から問題点を掘り起こし、他と連携して支援体制を組むなど、組織的な対応も検討していただけたらと考えている。

◆お詫びと訂正◆

二〇一二年四月二四日発行の機関紙「青年法律家」(四八二号)の「東日本大震災、宮城からの報告」の記事の中で、事実と異なる点がありましたのでお詫びのうえ、訂正いたします。

この中で「義援金がたくさん集まっていると聞きますが、阪神大震災のときは一人三〇〇万円の給付しか行われなかったと聞きました」と記載されていますが、阪神・淡路大震災の義援金は実際には「死亡者・行方不明者見舞金が一〇万円、住宅損壊見舞金も一〇万円であった」とのご指摘を神戸の会員の方からいただきました。大変申し訳ありませんでした。心よりお詫び申し上げます(編集部)。

大阪支部特集

全ての被害者の救済が終わるまでたたかいは続く

ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟勝利和解の報告

ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟弁護団

団長 徳井 義幸(大阪)

一 はじめに

二〇〇二年三月二十八日、大阪地方裁判所において、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟の和解が成立した。これは、三月二十四日の東京訴訟、翌二十五日の熊本訴訟での和解に続くもので、これにより二〇〇五年一〇月の熊本地裁の第一陣提訴(原告五〇名)以来、二〇〇九年二月の近畿訴訟提訴、二〇一〇年二月の東京訴訟提訴と全国に広がったノーモア・ミナマタ訴訟の全原告について和解が成立したことになる。和解成立時の原告数は、三つの訴訟の合計で二九九二名に達する。

二〇〇四年の国・県の水俣病被害の拡大に対する責任を認めた最高裁判決以降も国が被害者救済を放置したことに対して、多くの被害者が行政認定や訴訟を提起する動きが拡大してきたが、この間の特措法の制定ともに今回のノーモア・ミナマタ訴訟の和解解決によって、水俣病被害者救済は大きく前進するとともに新たな局面に入ったことになる。なお、訴訟ではなく特措法による行政救済を求めている被害者は四万名に達している。水俣病の公式確認された一九五六年五月よりすれば、すでに五五年近い歳月が経過したことになり、公害の原点とされた水俣病の被害者救済のこのような驚くべき歴史的遅延には、日本の公害行

政の怠慢が集中的に表現されているということができよう。

二 今回の和解とその成果と評価について

ところで今回の和解では、熊本・近畿・東京の全原告二九九二名のうち、一時金二〇〇万円の他療養費支給などの対象者が二七二名の九二・六%、医療費のみの対象者が〇・七%、あわせて九三・四%の原告が救済対象となり、近畿訴訟では原告三〇六名のうち、二八二名(九二・二%)が一時金等対象者、一名が医療費のみの対象者とな

り、多くの原告が救済対象(九二・五%)となった。従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかつた高率の救済率である。

これは、従来の加害者(国・県)が被害者を選別するという不合理なシステムを打破し、被害者切り捨てを許さないための判定機関として、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みが実現した成果である。また、従来の行政認定が、複数の症状の組合せを要求してきたのを変えて、四肢抹消優位のみならず全身性の感覚障害のみで水俣病と認めるという判断条件の変更も大きい。

さらに大きな成果としては、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和四四年二月以降」の出生の被害者についても一定割合の救済者を出したことがあげられる。そもそも、水俣湾や不知火海の魚は当然のことながら回遊しているのであり、行政的な線引きによって、同じ汚染された魚を食べたのにある地域では水俣病になり、ある地域では水俣病にならないなどということがありえないことは歴然としているのである。

また、加害企業チソは昭和四三年五月に水銀の排出を停止したが、行政は、それ以降は水俣病は発生しないとの論理に立ってきた。汚染された

海や魚がある日突然無害になるなど、これほど非論理的な被害者切り捨ての論理もなかるう。

今回の和解に基づく「第三者委員会」の判定は、不十分なながらも従前のこのような行政の論理を打破することになったものである。まさに、被害者救済の枠組を量的にも質的にも拡大したものであった。

水俣病に関する情報の欠如と適切な医療機会の欠如という障害をかかえるなかで被害者救済が放置されてきた近畿・東京等の県外居住者についても、平等の救済が実現できたことは、県外居住者の被害救済にも改めて光をあてたものである。

三 今後の課題

前記の如く、今回の和解は、大きな成果を生み出したが、しかし未だ救済されていない水俣病患者の存在をも浮かび上がらせている。すべての水俣病患者者の救済のためには、「指定地域外」の居住者や「昭和四四年二月以降の出生者」を含めて、不知火海沿岸住民の健康調査の実施に基づく被害の全貌の把握が必要不可欠であるが、国は未だにこの健康調査の実施には消極的である。

私たちは、和解で定められた原告ら関係者も参加した下での「メチル水銀と健康影響との関係を

客観的に明らかにする」「調査研究」そのための手法開発」や県外居住者の水俣病関係の情報不足、適切な検診の機会の欠如などの「障害を極力克服する措置」の早期の実現を国に対して求めていくものである。

そして、すべての被害者救済が終わるまで、加害企業チソが分社化による責任逃れをしないよう引き続き監視していく必要がある。

また、特措法による行政救済を求めている四万人の被害者のフォローも今後の大きな課題である。特措法による行政救済が、従前の行政認定と同様の被害者切り捨ての運用となれば、またまた多数の被害者が未救済になるおそれがあるのであり、特措法はその運用を三年をめどに終了するとされている点も被害者救済を狭いものとするおそれがある。

すべての被害者の救済とノーモア・ミナマタの声は、被害が未救済であるかぎり続かざるを得ないのである。

最後に、このたたかいを支援してきましたすべての人々に感謝を申し上げ、ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟の勝利和解の報告とします。

氷山の一角に過ぎない大阪地検問題 岡山地検証拠隠し事件

大阪 川崎 拓也

二〇一〇年は検察官のあり方という意味においては、極めて意義深い一年であった。二〇一〇年九月二〇日、村木厚子元厚労省局長に対する無罪判決がなされ、その後、証拠改ざん事件が発覚した。正にその舞台となった大阪で刑事弁護を扱う当職にとっても、一連の検察不祥事は大きな衝撃であった。ただ、本稿は、大阪における一連の検察庁の対応を論じるものではなく、当職が偶然にもめぐり会った検察官の不正行為を青法協会員の皆さまに知っていただくとともに、大阪地検で起きた諸問題が氷山の一角に過ぎないことを再認識し、今後の検察官制度のあり方の議論につなげることができればと考えて執筆するものである。

一 本件は、弁護人からの証拠開示請求に対して開示対象証拠が存在するにもかかわらず、検察官が「不存在」との虚偽回答をしたというものである。

事件は二〇〇八年八月から翌年四月にかけて発生した燃料窃盗事件である。公訴事実、被告人が共犯者A及びBに指示し、工事現場のトラックから燃料を盗ませたというものであった。

二 審理は、共犯者Aの尋問以降、にわかに動き始める。検察官の描いた構図では、すべての犯行は、前日にA宅で被告人がA乃至Bに指示するというものであった。ところが、Aは主

尋問において、数ある窃盗は「すべて」被告人からA宅で指示を受けた旨証言したものの、反対尋問においては、AではないXからの指示が存在した旨証言し始めたため、Aの証言の信用性は一気に

失われることとなった。こうして、立会検察官は副検事から正検事に代わり、裁判体も単独から合議へと変更され、自白の任意性とXの指示の有無が争点となる期日間整理手続が開始されるに至った。実は、Xは暴力団員であり、被告人はXのことをひどく恐れていた。ところが、Xが二〇〇八年夏ごろ刑務所を出所し、A宅を訪れるようになったため、被告人はA宅に近寄らなくなり、当然窃盗の共謀など不可能となったのである。

三 そこで弁護人は期日間整理手続において、Xの出所の時期を特定すべく、Xの前科が記載された捜査報告書などを開示請求した。被告人の記憶も曖昧であったため、客観的証拠によつてXの出所時期を確認しようとの意図があった。ところが、検察官の回答は「存在しない」というものであった。このときにおかしいと考えるべきであったが、弁護人としても「ないものはないのだから」と考えていた。

そして、審理は進み被告人質問となった。その際、検事は被告人がXを避け始めた時期を執拗に問い、曖昧な答えの被告人に対し、突如書類を見ながら「平成二〇年〇月〇日となっているが……」と質問し始めたのである。ちなみに、このとき、検事は不存在との回答をしたNからSへと交代している。このため、SはNが虚偽回答をし

ていることを知らなかった。この時点で、検察官の所持する書類が、我々が正に開示を求めた証拠であることが判明したのである。そこには正にXの出所時期が記載されていた

四 事実経過をまとめると以下の通りである。

- ・二〇一〇年八月一〇日：Xの出所時期に関する個人照会結果復命書等を開示請求
- ・二〇一〇年八月二六日：検察事務官が、前科照会、同日前科回答書を得る
- 「類似者に係る犯歴を発見したので、参考送付します」との記載
- ・二〇一〇年九月一日：N検察官より、Xの前科調書などは「不存在」である旨の回答
- ・二〇一〇年二月一六日：検察官が、N検事からS検事へと交代
- ・二〇一二年一月二七日：被告人質問において、S検事が前科調書を参照しながら尋問

「類似者」として指摘されたXの前科調書を手にした。その上で不存在との回答をしており、意図的に虚偽を述べたことは明らかであった。

五 その後、弁護人は検察官の違法不当な訴訟追行行為が公訴棄却事由にあたるとし

て、再度の期日間整理手続を申立てた。これに対し裁判所は期日間整理に付する決定をし、本稿執筆時点においても、期日間整理手続は進行中である(その意味では、本稿の記載もマスコミ報道などの範囲を超えるものではない)。さらに、弁護人は回答書を作成したN検事を虚偽公文書作成及び同行使で告発も行った。

ちなみに、検察官の主張は、検察官の得た前科調書が、弁護人の求めているXのものか特定できなかったため、回答時点では不存在であったという支離滅裂なものである。虚偽の回答をした検察官よりも、これを黙認し擁護しようとする検察庁の体制が最大の問題であり、このことを指摘して本稿を終える。

青法協大阪支部の活動紹介

大阪・京都・兵庫県支部の共同で「法律家を目指すゼミ」を開催

大阪 和田 香

青法協大阪支部では、ロースクール生や司法試験受験生、学部生などを対象に「法律家を目指すゼミ(通称「学生ゼミ」)」を毎年主催している。「青年法律家」において以前も取り上げていたが、最近の活動状況について報告する。

学 生ゼミは、人権活動を行っている弁護士ら

を講師にお招きして、修習生になる前の段階である学生に対し、弁護団活動や人権活動などの重要性ややりがい・楽しさに触れてもらい、高

い意識を持って受験時代を送ってもらおうと同時に、修習生になって以降の青法協の活動へとつなげていくための掛け橋となるような企画をめざしている。したがって、毎月行われる青法協大阪支

部例会の内容(修習生や若手弁護士を主に対象としている)よりも法律論のレベルをやや下げて、実務のおもしろさ・やりがいに触れてもらえるような内容になっている。

毎年、学生ゼミの参加者であった学生が何人も司法試験に合格し、青法協修習生部会や一月集会・七月集会の実行委員として活躍する、という流れができてきているのは大きな成果であるといえよう。

さ

て、二〇一〇年度のゼミは、少年事件(講師・野口善國弁護士・兵庫県弁護士会)、裁判員裁判(講師・水谷恭史弁護士、川崎拓也弁護士)、労働問題(京都支部主催・講師・塩見卓也弁護士、諸富健弁護士)、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟(講師・谷真介弁護士、岡千尋弁護士)というラインナップであった。各回三〇〜四〇人程度の学生が参加し、非常に盛況であった。

第一回の少年事件は、成人の刑事事件との対比や、少年が一連の手続きの中で変化し成長していく能力を有することなど、少年事件に携わることの醍醐味が伝わるゼミであった。

第二回の裁判員裁判は、新たに始まった制度に若手弁護士が体当たりで挑んだ過程が詳細に説明

され、裁判員裁判での弁護人の役割や裁判の流れが具体的にイメージでき、われわれ若手弁護士にとっても大変勉強になるゼミであった。

第三回の労働問題は、初めての試みである大阪支部と京都支部の共同開催でのゼミであった。若手弁護士が多く、労働事件に取り組む中で勉強し、経験したことについて熱意ある講義が行われ、活気溢れるゼミとなった。

第四回の大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、訴訟の経緯や原告らの苦しみ、そして、原告団・弁護団らによる運動の様子がよく分かり、弁護団活動と聞いてもいまい何のことか分からない様子であった学生らに、弁護団活動の重要性が伝わる有意義なゼミであったと思う。

学生ゼミは、その分野の第一人者を講師にお招きすることも多く、学生にとっては遠い世界のように思われてしまう場合もあるが、弁護士になつて間もない先生方の活躍・奮闘の体験談はおおいに刺激になったようである。

以

上のように、二〇一〇年度の学生ゼミは内容の質、参加者数を含めて評価できるものであった。しかしながら、二〇一二年以降のゼミを開催していくにあたって、課題もいくつか見受け

られる。

学生ゼミは、二〇一二年以降、大阪支部、京都支部、兵庫県支部とが共同で開催することをめざし、二〇一〇年度に予行練習をしたが、学生への連絡が不十分であった。各支部から当該支部を最寄りとする学生らへの連絡を徹底するなど、支部同士の連携を再考する必要がある。

また、学生ゼミ及びその後の懇親会への参加弁護士が固定化しているという問題は、前年度から依然として解消していない。学生ゼミに参加する学生の人数が毎回多く、学生らの期待に応える必要もあることから、今後も、より一層参加の呼びかけをする必要がある。

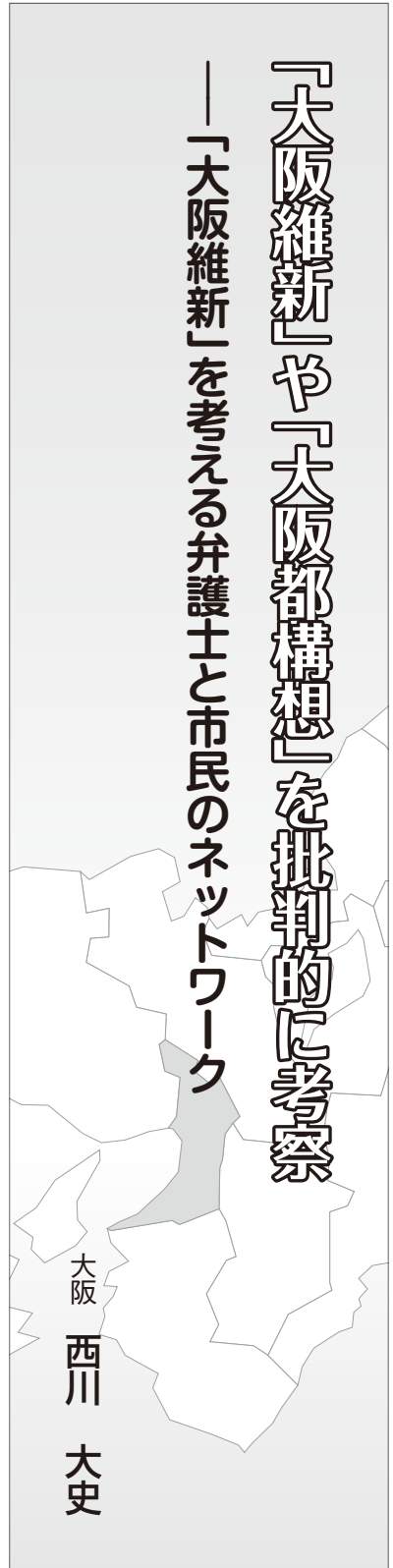
最

後になるが、学生ゼミは講師の先生方をはじめ、多くの方の協力で成立している。この場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、引き続きのご支援をお願いする次第である。



「大阪維新」や「大阪都構想」を批判的に考察

—「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワーク



□ 「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワークの立ち上げ

二〇一〇年二月、大阪のいわゆる「若手弁護士」五名（大前治、遠地靖志、楠晋一、本田千尋、各弁護士と私）が呼びかけ人となり、「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワークを立ち上げた。

私たちが、このネットワークを立ち上げたきっかけは、今年の四月にはいっせい地方選挙、秋には大阪市長選、大阪府知事選を控える中、大阪では当時すでに最大大会派に成長した橋下徹府知事が代表を務める「大阪維新の会」や、「大阪都構想」に注目が集まる反面、そもそも「維新の会」とはど

ういうグループやねん」という疑問や、具体的な

中身のない「大阪都構想」、それに「乗り遅れてはならじ」となびく現職議員の風潮や、それを支持する府民の論調に不気味さと恐ろしさを感じ、橋下知事と「同じ」（肩書は同じであっても、理念は一八〇度異なる）弁護士として、このさい橋下知事、維新の会の手法、政策をじっくりと検証する必要があるのである。

この「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワークのこれまでの具体的な活動としては、二〇一二年二月一日の市民集会の開催をはじめ、学習会などでの講師や、シンポジウムでのパネリストを呼びかけ人が務めるなど、「大阪維新」や「大阪都構想」を批判的に考察し、市民に訴えていくというものが中心であった。

□ 二〇一二年二月一日の市民集會

このネットワークでの最も大きな活動は、二〇一二年二月一日の「『大阪維新』を考えるつどい」である。

この集會には、大阪府民、弁護士、大阪府議会・市議会議員ら約二五〇人が参加した。この集會の目的は、橋下知事、維新の会の政策、「大阪都構想」の矛盾を分かりやすく訴え、インフラ整備など古い大型開発を推進し、住民サービスを切り捨てる橋下知事の実像、維新の会の虚構に迫ることであった。

集會でとりわけ好評だったのは、三人の若手弁護士が、橋下知事、市民、知事を糾弾する弁護士

役にそれぞれ扮して、橋下「改革」を検証する弁護士シアターである。なお、この様子については、ユーチューブで「弁護士シアター」と入力すれば見ることができるので、ぜひそちらを参照いただきたい。

また、呼びかけ人の弁護士からも、「維新の会」の政策には「府民の生活がよくなる」とは一言も書かれていない」との政策分析や、「知事を批判すれば抵抗勢力と言われるが、暮らしや社会をよくしてほしいと願う府民にとって橋下知事こそ抵抗勢力」との呼びかけがあるなど、大変盛況な集会であった。

③ 全国いつせい地方選挙の結果をつけて

二〇一二年四月二日に行われた全国いつせい地方選挙で維新の会は、大阪府議会では過半数を獲得し、大阪市議会でも三三議席(定数八六)を獲得し、府議会、市議会ともに第一党となった。そして、橋下知事は、今年の秋に府知事選挙と市長選挙のダブル選挙を明言し「大阪都構想」を進めている。

「二重行政の解消」「大阪市の解体」「府庁改革」などのキャッチフレーズが独り歩きする「大阪都

構想」。しかし、その具体的な中身は何もなく、ましてや府民の暮らしをよくするものでもなく、「大阪都」が税金を吸い上げて無駄な開発を推進するだけの虚構に過ぎない。

私たちは、具体的な中身のない「大阪都構想」や、それを支持する府民の論調に不気味さを感じて、「大阪維新」を考える弁護士と市民のネットワークを立ち上げた以上、この不気味さが強まり、府民の暮らしを切り捨てる「大阪都構想」が強行される危険性が増す今だからこそ、維新の会の政策、「大阪都構想」の矛盾をさらに鋭く批判的に分析し、橋下知事の実像、維新の会の虚構を広く市民に訴えけるとともに、府民一人ひとりがよりよい暮らしを実現できるよう、今後も人権擁護と社会正義実現の担い手としての使命を果たしていきたいと考えている。



青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/

大阪における初の裁判員裁判・無罪判決

― 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件

大阪 小林 徹也

幸いにも、裁判員裁判において大阪初となる無罪事件を獲得したので報告する。本件は複数選任であり、当職(四六期・主任)と小野順子弁護士(五七期)の二人で行った。係属部は、大阪地裁第三刑事部(裁判長・樋口裕晃裁判官)である。共犯者A・Cは同じ合議体において、被告人の公判までにすでに審理は終了。被告人は争ったために分離。Aの判決は、公判前までに最高裁で確定している。なお、共犯者A・Cの判決においては、被告人と共犯者Aの共謀が認定されている。また、最初に申し上げておくが、本件は当然のごとく控訴されている。

一 公訴事実・事案の概要

被告人は来日して約二〇年になるイラン人(日本語が堪能でありほとんど通訳を入っていない)。

二〇〇九年七月一八日、共犯者Dが、トルコのイスタンブールから関西空港に、スーツケースに隠した覚せい剤四キロを持ち込もうとして税関に発見されたことについて、被告人が共犯者A・B・Cと共に共謀したというもの。共犯者Cが、

共犯者Dに対し、本件犯行を持ちかけ、Dが引き

受けたことから、CはBに報告。Bは、Aに報告

共犯者Aは、その旨被告人に伝え、了解を得る。

↓被告人、A、B、C、Dの間で順次共謀が成立。

二 裁判員裁判を意識した弁護方針

1 「裁判長を説得できなくとも裁判員を説得できればよい」「裁判員に『武器』を」

共犯者Aの判決において、すでに被告人との共謀を認定している合議体であるうえ、公判前整理手続の消極的態度からしても、この合議体に無罪を期待することは難しいと考えていた。しかし、裁判員裁判においては、裁判員も裁判官と同じ一票を持つのであり、裁判員を説得できれば無罪判決を獲得することはできる。

そのために、①無罪推定の意義をできるだけ理解してもらおうこと、②検察官は信用できないと思ってもらうこと、③裁判員に裁判官の「権威」に疑問を抱かせること、④裁判官を説得させるだけの論拠、「武器」を与えることが必要であると考えた。

そのようなことを意識して弁論に臨んだ。

2 冒頭陳述において重大な犯罪であることをあえて示し慎重な審理を促す

営利目的の、四キロもの覚せい剤密輸という犯罪について、一般市民はどれほど重大な犯罪かを十分に認識していない可能性が高い。

このため冒頭陳述において、①共犯者Aの刑(懲役三年、罰金七〇万円)、及び②覚せい剤四キロの末端価格(約三億五二六五万円。検察官請求証拠に基づく)を明らかにし、被告人が無罪か、それとも一〇年以上も刑務所に行くことになるのか、を問う事件であることを明らかにした。

3 無罪推定について具体的に理解してもらった
めの工夫

本件は特に供述の信用性が重要な争点であり、そのためには無罪推定に関する理解が極めて重要であった。他方で、「合理的な疑いを差し挟まない程度の立証」などと抽象的に述べても裁判員には分かりにくい。また、事前の裁判官からの裁判員に対するレクチャーも十分なものとは思えなかった。

そこで、二〇一〇年四月二十七日の最高裁判決を紹介し引用するのではなく最高裁のホームページでインターネットで確認できることを示した。

4 捜査段階における供述調書・通信履歴(電話、メール)の詳細な分析と検察官主張の矛盾

本件においては、検察官主張に対し細かい事実を指摘することにより、その矛盾を明らかにする

ことが極めて重要であった。したがって、裁判員裁判といえども、細かい事実関係を論じざるを得なかった。しかも、冒頭陳述においてこれらを明らかにすれば、その翌日から始まる共犯者らの尋問の前に対策を講じられる可能性があったことから、これらの指摘は、共犯者に対する反対尋問の時点まで明らかにしたくなかった。

↓尋問を分かりやすくして、その場その場で心証を取ってもらうことが極めて肝要であった。

三 公判の状況—不当な裁判官の補充尋問とそれへの対策

犯行を直接基礎づける客観的な証拠や、自白調書もない以上、尋問が勝負であった。

1 共犯者Aの証言(弁護人から約四時間の反対尋問)—信用性がないことが明白に
この尋問の成功が決定的であった(と思う)。

2 裁判長からの不当な補充尋問とこれに対する反論

共犯者Aの検察官の主尋問、弁護人の反対尋問が終了した時点で、裁判長より、検察官の尋問の弱点を補おうとするかのような不当な補充尋問がなされた。そこで、翌日、公判の冒頭に以下の弁論(途中で止められそうになったが言い切った)(抜粋)。

「これら裁判官の質問は評議が始まっているので

こちら証拠調べすら終わっていない段階で有罪を前提とする心証形成を固めようとするものでどういふ公正なものとは言えません。今後証人に対し尋問をなさる場合には不当な偏見に基づいた尋問や誘導はなされたいよう強く要望します。

また、裁判員の皆さんにもお願い致しますが、裁判官が必ず正しい判断をするとはかぎりません。むしろ多くのえん罪事件は裁判官の裁判のもので起きました。

裁判員裁判制度が導入されたのは、そのような社会常識に反する不合理な判断をチェックする。ことも期待されています。評議では裁判長が何を言おうと自信を持って皆さんの意見をのべてください」

四 論告・弁論の概要

1 検察官・論告・求刑
共犯者Aの証言の矛盾にはあまり触れず、信用性があることを強調

2 弁護人・弁論
求刑・懲役一八年、罰金八〇〇万円
矛盾点六六点を詳細に網羅した争点一覧表、約二八頁の時系列表を事前に配布、弁論朗読後に、朗読した弁論自体を配布。詳細な争点一覧表、時系列表は、評議の際、「無罪派」が「有罪派」を説得するための材料として用意したもの。

得するための材料として用意したもの。

また、用意した弁論を読む前に、検察官の論告に
対し、その場で問題点を指摘。

3 弁論の概要(抜粋)

「職業裁判官は、検察官の主張を否定し、無罪判決を出すことに大きな心理的抵抗があります。ただ、無実の罪で一〇年以上上刑務所に入っていた人たちがいて、それを生み出したのは裁判官の裁判でした。裁判官が必ず正しいとはかぎらないのです。」

裁判員制度は、たくさんのえん罪事件を生んだそのような裁判に、健全な市民感覚を導入し、そのようなえん罪をなくすことも重要な目的です。皆さんは、そのような目的を持って今ここにおられるのです」

五 判決の概要について

判決は、ほぼ弁護人の主張に沿ったものであった。膨大であるが一部を抜粋して紹介する。

1 共犯者Aの供述の信用性を否定

通話記録の前後関係などを詳細に検討し、その矛盾を指摘。以下に何点かを抜粋する。

「運び屋の出発日という重要な事項についての連絡を、判明した時点でA自らが被告人に電話を

かけて伝えようとした形跡がみられないことは不自然」

「Aが(別の)携帯電話を使用して覚えい刑関係者と疑われる上記被告人以外の者と連絡を取り合っていた可能性が否定できない」

2 Aが虚偽の証言をした動機について

— 第三者の存在を示唆

「本件では被告人以外に覚えい刑密輸入に関してAに指示を与えていた第三者の存在が強く窺われる」

「虚偽供述の動機の有無について」

(大量の覚えい刑を売りさばいて利益をあげようとするなら)暴力団関係者がこれに関わっていた可能性が相当程度考えられる

・ 共犯者Dの供述からは被告人以外の第三者の存在が強く窺われるところ、Aはこのことを公判廷で強く否定

・ Aは、自らの上位者に関する捜査の進展を阻止することで、将来暴力団関係者などから危害を加えられることを防止するために、その公判供述時点においても依然として虚偽供述におよぶ動機がなかったとはいえない

六 終わりに—裁判員裁判であった

からこそ無罪

前述のように、裁判長は公判途中にも関わらず、露骨に有罪の心証を開示した。この点、裁判官による裁判では、裁判官、特に裁判長が絶対的な発言権を有していることから、いかに不当な訴訟指揮や介入尋問などに対しても異議が出しにくかった。しかし、裁判員裁判では、裁判長も裁判員も公平に一票である以上、仮に裁判長と敵対しても裁判員を味方につけることによって、有利な判断を得ることが可能となる。その意味で、刑事弁護人は、初めて裁判官と「闘える」ことになったのかもしれない。

ただ、このような裁判員裁判の結論が、控訴審において容易に覆せるとすれば、このような闘い方の意義は半減する。控訴審の審理方法についても十分に検討されなければならない。



裁判員裁判の実相

14



「大阪・神戸 憲法ミュージカル二〇一〇」の取り組み

大阪 中島 宏治

一 大阪・憲法ミュージカルの歴史

全国各地で、憲法の精神を劇やミュージカルで表現する取り組みが行われている。出演者が楽しみながら、社会的な問題に対して真剣に取り組むことが観る人に感動を与えるのだと思う。

大阪・憲法ミュージカルの公演が行われたのは、二〇〇八年「ロラ・マシンの物語」と二〇〇九年「ムツゴロウ・ラブソング」の二回である。

二〇〇八年の「ロラ・マシンの物語」は、フィリピンの元「慰安婦」トマサ・サリノグさんの一生を描いた作品（トマサさんがロラマシンとよばれていた）で、五公演で五三〇〇人を動員した。

二〇〇九年の「ムツゴロウ・ラブソング」は、有明海・諫早湾の干拓事業を題材に、自然や漁師た

ちの生活が失われる様を描いた作品で、六公演六四〇〇人を動員した。

もともと東京さんたまの憲法ミュージカル「キジムナー」に触発されて、ぜひ大阪でも取り組みたいということで、必死になって取り組んだ結果、二回とも無事成功することができた。

今年、三回目の取り組みとなるが、神戸の若手弁護士とも連携して神戸公演も予定し、名前も「大阪・神戸 憲法ミュージカル」と変更した。

二 憲法ミュージカルの成功の要因

私たちの取り組む憲法ミュージカルは、若手を中心とする弁護士が呼びかけ人となって実行委員会を立ち上げ、市民ミュージカルのプロ集団が作品を制作・演出し、オーディションによって公募

された市民一〇〇人の出演によって作られている。

この取り組みの形態は、埼玉で一〇年間継続された後、山梨、東京さんたま、大阪と引き継がれた。制作スタッフがいずれも埼玉在住のため、指導のための移動・宿泊費などの負担が大阪には大きく、財政的に非常に厳しい状態だったが、何とか公演を成功することができた。

成功した要因をいくつかあげてみると、①素人一人ひとりの魅力を最大限に引き出す手法、②若手弁護士を呼びかけ人として集まった幅広い出演者・スタッフ、③芸術性の高い素晴らしい作品、④市民運動としての広がりが見られることであると思う。

稽古や実行委員会では、公演内容の題材の学習や憲法の学習を積極的に採り入れた。二回目（諫早干拓事業）は、出演者・スタッフの何人もが自



発的に現地長崎を訪れ、その報告をするなどミュージカルを通じて社会的関心が広まるきっかけになった。原告・弁護士団・支援の方々との交流もできた。

三〇日間一五〇時間の稽古は、出演者もスタッ

フも大変な労力であるが、その分作品の質の高さと団結は素晴らしいと思う。

三 三回目の憲法ミュージカルは「ドクター・サーブ」

大阪では、今年の一〇月に三回目の公演を予定している。今回は、神戸の弁護士も加わり、神戸公演も予定されている。大阪弁護士会や兵庫県弁護士会の後援もいただいた。文字どおり「大阪・神戸 憲法ミュージカル」という取り組みに広がった。

三回目となる今回は「ドクター・サーブ」というタイトルで、ベシヤワール会の医師・中村哲氏の半生を描く作品である。中村医師は、アフガニスタンにおいて医療活動・農業支援・灌漑事業を行う。「医師、井戸を掘る」「医師、用水路を拓く」などの書籍が出版されるように、医療活動だけでは助からない命があることに気づき、住民とともに井戸を掘り、水路を作った。その活動の中で、ソ連侵攻やアメリカ空爆など、大国に玩ばれる二〇〇九年の「ムッゴロウ・ラブソデー」の舞台より

アフガンから、武力では平和は勝ち取れないことを訴え続けている。中村医師の姿を通じて、希望を広く訴えていきたいと思う。

原稿執筆段階（二〇一二年四月）では出演者募集中であるが、五月二五日にはオーディション（全員合格！）が行われ、六月中旬から稽古が始まる予定である。

四 公演の予定

公演予定は次のとおりで一番小さいホール（メラルバルクホール）が二〇〇〇人、一番大きいホール（神戸文化ホール）が二〇〇〇人の収容人数で、ホールは高いがいずれの会場も満杯にしたい。一人でも多くの方に観に来ていただきたいと考えている。

- ・一〇月一日（土） ルミエールホール（大阪府門真市）
 - ・一〇月一日（祝） メルパルクホール（大阪市）
 - ・一〇月二日（土） プリズムホール（大阪府八尾市）
 - ・一〇月三日（日） 浪切ホール（大阪府岸和田市）
 - ・一〇月三〇日（日） 神戸文化ホール（神戸市）
- ちなみに、筆者は二〇〇八年の「ロラ・マシ

物語」には出演し、二〇〇九年の「ムツゴロウ・ラ
ブソデイ」は事務局長であった。今回の作品には
ぜひとも出演したいと考えている。

なお、同じテーマ・作品「ドクター・サーブ」

が、五月八日(日)に山梨憲法ミュージカルとして
取り組まれている。

問い合わせ先は左記の通り。

○弁護士中島宏治(法円坂法律事務所・

TEL 06-6944-1271)
○ホームページ

[http://www.parr-mark.jp/sensei-sama/
index.html](http://www.parr-mark.jp/sensei-sama/index.html)

僕たちには権利があった

——日系ブラジル人整理解雇無効事件

大阪 牧 亮太

新六一期の若手弁護士が中心となり、一年半以上にわたり取り組んできた日系ブラジル人の整理
解雇事件について、勝利的和解を勝ち取ることができたので、以下、報告する。

一 事件の受任の経緯と事件の概要

修習時代の七月集会のメンバーを中心として、
在日ブラジル人らの不就学児童をなくす若手弁護
士の会(通称「若弁会」)をつくり、滋賀県などで
日系ブラジル人などからの法律相談、その他の活
動を行っていたところ、今回の事件の依頼があっ
た。

今回の事件は、請負元であるK産業に期間の定
めなき労働契約で雇用され、請負先である長浜
キヤノンの長浜工場で働いていた日系ブラジル人
労働者らが、二〇〇八年末、リーマンショックに
より生産を減らした長浜キヤノンがK産業に対し

て、請負契約の打ち切りを求め、二〇〇九年二月
に長浜キヤノンとK産業は請負契約の打ち切りに
合意し、二〇〇九年三月から四月にかけて、K産

業は労働者に対して解雇予告通知書なるものを示
し、三月末ないし四月一〇日付で大量の日系ブラ
ジル人労働者らが整理解雇されたことから、その
解雇の無効を争った事件である(解雇以外にも、
解雇前の賃金の引き下げや団体交渉時の不当労働
行為も争った)。

二 労働審判の申立と勝利

この事件は、まず準備が大変であった。原告ら
の居住地は、滋賀県の長浜市。大阪からは、往復
四時間以上かかり、打ち合わせもすべて通訳を介

してなので時間も通訳費もかかった。打ち合わせをする中で、K産業の極めて悪質な整理解雇の実態や、長浜キヤノンが脱法的に請負をしていること(偽装請負)の事実が浮き彫りとなった。

早期解決を強く希望していた原告らの意向をくみ、われわれは、労働審判を申し立てることとした。長浜キヤノン、K産業両社を相手として、膨大な労働審判申立書を大津地裁に提出したのである。

第一回の労働審判の期日において、裁判官から長浜キヤノンに対する申し立て(偽装請負であること、地位確認を求めたことなど)は、迅速な解決を目的とした労働審判にそぐわない(労働審判法二四条参照)ため、取り下げるか、労働審判を諦めるかを迫られた。早期解決をめざしていた弁護士としては、長浜キヤノンに対する申し立てを取り下げざるを得なかった。

労働審判では、K産業の整理解雇が四要件を満たしているのか否かが争点となった。K産業の主張は、ひどい内容であり、審判の場では原告らを「出稼ぎ」だから解雇してもよいという趣旨の発言を行い、日系ブラジル人を雇用の調整弁としてしか考えていないようであった。

当然のことであるが、労働審判の結果は、原告らの労働者としての地位を認めるといふ内容では完全な勝利であった。しかし、喜びもつかの間、

K産業が異議を申し立てたため、たたかいの舞台は本訴に移行することになった。

三 本訴移行から終結まで

本訴移行により、原告らは追い詰められた。仕事がない者、ビザが切れてしまい帰国をせざる得ない者など、原告らは経済的・精神的に苦境に立たされたのである。しかし、原告らは、労働審判で自分らの権利が認められたことで、「本訴でもきつと正義が認められるはずだ」と言って、再度前向きになってくれた。

労働審判の準備のときは、原告らは弁護士に対して警戒感を持っていた(ブラジルでは、弁護士は金儲けをする信用できない存在とのことであった)。長時間におよぶ打ち合わせに、不満をぶちまける原告もおり、それに対して弁護士も怒りを抑えられず、衝突する場面もあった。

しかし、本訴開始までの本当に長時間にわたる打ち合わせや労働審判でのやりとり、報告集会でのシユラスコパーティーなど経て、原告らとの間には固い信頼感が生まれており、本訴段階では勝訴するという目標に一致団結していた。

本訴の段階でも、山あり谷ありさまざま困難があったが、今、思えば原告らとの信頼感が生まれてからは、裁判の準備から証人尋問・最終準備書の提出まで、楽しいという言葉は語弊があ

るかもしれないが、本当に仕事であることを忘れて、原告らと一緒にやって裁判に取り組むことができた。

四 勝訴的和解の成立

大変な思いで人証を終え、最終準備書面を提出した後、和解期日が設けられた。冒頭、裁判長から、「原告側はどれくらいの金額なら和解できるのか、裁判所としては原告が求めている金額が妥当だと考えるが、原告のためにも現実的に被告が支払える金額を考えてほしい」との言葉があった。冒頭から、裁判長が原告の訴えを全面的に認めるという心証を開示したのである。

その後、K産業の「倒産する」という悪あがきがあったために和解期日は、三期日・合計八時間にもおよんだ。

和解期日でも、大変だったのはK産業との交渉だけではなく、倒産のリスクと原告らの権利実現との調整を原告らに説明し、理解してもらったことだった。原告の一人は、自分はお金はいらないから判決がほしいと言い、他の者は低い水準でもはやく和解したいと言い、ただ笑っているだけの原告もいた。通訳を介してしか話をするのができない原告らの意見の調整は容易なことではなかった。

それでも、困難な和解期日を乗り切った要因

は、原告らの裁判を通じての団結だった。また、

原告らとともに一年以上裁判に関わり、原告らと厚い信頼関係で結ばれた通訳をしてくれたエルナニ・オダさん（この方も若弁会の活動を通じて知り合った方である）も大きな要因だった。

そうして、原告ら八名は、請求額よりは減額された額ではあるが、被告が支払えるだろう金額で意見をまとめた。

この事件は労働審判時から報道されていたことから、和解成立日に記者会見が設定されていた。せつかくの記者会見であったが、K産業との間で秘密条項があったために和解の内容を伝えることができなかった。また、記者会見中も、和解はできてよかったが金額の妥当性などの点で自分の中では解決方法としてよかったのかということの疑念を振り払えずにいた。

しかし、盛り上がらない記者会見の中で、原告らが、「弁護士と組合の協力がなかったら、自分たちだけでは、こんな解決はできなかった」とコメントしてくれていた。この言葉は、本当に嬉しかった。

五 事件の終結と勝利の実感

和解は成立したものの、経験の浅い弁護士ばかりの弁護団としては、和解で終わったことに、正直なところ、事件が解決したこと・勝利の実感と

いうものがすぐには沸かなかった。

しかし、和解日より後の祝勝パーティーで、原告の一人が、「ブラジルに帰国しても、日本には働く人の権利を守る法律があり、守ってくれる人がいたことを伝える」と発言してくれた。この言葉を聞いたとき、K産業とのたたかいに私たちは勝ったと思えた。

日本の国策で呼び寄せられ、悪質な企業に雇用の調整弁として使い捨てられ、当初は自分らが受けたひどい扱いは一生忘れないと言っていた原告が、最後に日本で権利を勝ち取ったことを誇りに思ってくれたのである。それは、私たちの最大の戦利品であることは間違いない。

原告らと別れ際、原告らが「アリガト」と言ってお礼をしてくれた。こういう感謝の伝え方は、本当に素敵だと思った。事件が終わるのが寂しいと感じるほど嬉しかった。この事件を通じて、私は本当に貴重な経験をする事ができ、こちらこそ、原告八名にありがとうという感謝の気持ちでいっぱいだった。

【注】この原稿は、弁護士（喜田崇之、和田壮史、團野彩子、野澤佳弘、弘川欣絵、牧）が事件解決報告パンフ作成用に作った原稿を牧が再構成したものです。

第14回人権研究交流集会報告集

2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集（機関紙「青年法律家」号外）が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい（1部200円・送料別）。



好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

泉南アスベスト国家賠償訴訟弁護団の活動をとおして青法協に入会

大阪 中村 真二

一 はじめに

私が、弁護士四年目にして、青法協に入会したのは、弁護士登録直後に入団した泉南アスベスト国家賠償訴訟の弁護団活動を続けていたのがきっかけでした。自分が弁護士として人権活動を行う自信が今一つ持てずに、何となく時間だけが過ぎていったというのが本音です。

弁護団活動を続ける中で、「困っている人を助けたい」という自分の素朴な欲求に自信が持てるようになり、遅まきながら入会させていただくことになりました。

四年目とはいえ、まだまだ未熟者であることは確かですので、今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。因みに、出身は福岡県で、学生時代は京都で過ごし、修習地は横浜でし

た。妻は、生まれも育ちも名古屋で、結婚して初めて名古屋圏外で生活することになりました。夫婦ともども、大阪とはまったく縁がありません。

先日、ようやく二人で住吉大社に初めて行きました。まだまだ行ったことのない大阪の観光スポットはたくさんあると思いますので、良い場所があれば、是非ご連絡ください。

自己紹介だけでなく、泉南アスベスト国家賠償訴訟の報告まで仰せつかったのは誠に恐縮ではありますが、以下、報告させていただきたいと思えます。

二 第一審判決

二〇一〇年五月一九日、大阪地方裁判所は、アスベスト被害に対する国の責任を概ね認め、総額四億三五〇五万円の支払いを命じる判決を言い渡

しました。

この時、私は、判決直後の院内集会に備えて、東京で待機していました。直接判決を聞くことはできませんでしたが、NHKのテロップに、「国の責任認める」と流れたときは、国を正すことができた！と、弁護士になって初めて実感できた瞬間でした。

三 早期全面解決(控訴断念)運動

判決後、原告団・弁護団・支援団体は直ちに上京し、国会議員の協力も得ながら、国に対して早期全面解決を、その第一歩として控訴断念を求め大きな運動を展開しました。

原告の方々と一緒に、連日、議員会館前、厚労省や首相官邸前で、訴えを続け、その中で、多くの国会議員も控訴断念に賛同し、支援してくれました。生存原告の方々は、高齢と病気の重篤化に苦しみながらも、日比谷公園に「解決要求テント」を設置し、控訴断念を獲得するため、不転転の覚悟を示しました。

私も、解決要求テントに泊まり込み、微力ながら、生存原告の方々とともに国にたいして控訴断念の獲得と早期全面解決を求めて運動をつづけました。生存原告の方々の血を吐くような訴えを受けて、主務大臣の長妻厚労大臣、小沢環境大臣(いずれも、当時)は、いったんは、控訴断念の意

向を示しました。

しかし、国は、不当にも一転して控訴しました。治らざる病気を抱える原告の方々にとって「生きているうちに救済を」は切なる願いであり、控訴はいたずらに被害者の苦しみを引き延ばすものではないかと感じます。夜中零時近く、解決要求テントに一人の記者が駆けつけ、国の控訴決断を聞かされた時のあの悔しさと憤りは、今でも忘れることができません。

四 控訴審

原告団・弁護士は、控訴審で敗訴原告も含めた原告全員について国の責任を一層追及しつつも、生存原告の方々の命あるうちの解決を実現するため、訴訟外でも国に対して早期全面解決を求めていく方針で、控訴審に臨みました。毎週のように、大阪高等裁判所前、議員会館前、厚労省や首相官邸前で、早期救済の必要性を訴え続けました。

控訴審の係属中である二〇一〇年二月、また一人、解決を待たずに原告の方が亡くなりました。国の不当な控訴によって、徒に救済が遅れたのです。時間は待つてくれません。

控訴からすでに半年も経過した二〇一一年一月二三日、裁判所は、国に対し、ようやく事実上の和解勧告を行いました。原告らは、力を振り絞っ

て、国に、解決へ向けて自ら積極的に動き出すことを求め続けました。

しかし、二〇一一年二月二三日、国から、想定していた中で最悪の回答がなされました。「二審判決を前提とした解決を求める原告らと国との間には大きな隔たりがある。判決をいただきたい」ということなどを理由に判決を決断したとのことです。控訴の際、大臣らは口々に早期解決と和解に言及していたにもかかわらず、またしても生存原告の方々の期待は裏切られたのです。

政治が解決に背を向ける以上は、もう一度、公正な司法の判断を仰ぐほかにありません。和解協議は打ち切れられ、控訴審は判決に向かうことになりました。

五 今後の展望

二〇一一年四月一八日、裁判所は、進行協議期日を利用して、泉南の石綿工場跡地に赴き、事実上の検証を行いました。現場に行くことは、被害の実態を知る第一歩であり、裁判所の姿勢としては、一定評価できるものです。

とはいえ、まだまだ予断は許されません。首都圏建設アスベスト国家賠償訴訟をはじめとして、今後、アスベスト関係訴訟は、当面続くと思われます。アスベスト被害の原点である泉南を、救済の出発点にするべく、ぜひとも全面勝利判決勝ち取りたいと思います。



編集後記

▼今号は、大阪支部が編集を致しました。ごく一部に過ぎませんが、大阪支部ならではの多彩な活動をご紹介できたと思います。▼

震災直前に原稿を依頼し、執筆の最中に震災が起きました。大阪支部では、五月例会のテーマを「震災と弁護士」とし、震災問題にも取り組んでいきたいと考えています。▼大阪では、被災された人からの相談

はあつてもまだ少ないと思いますが、自粛ムードを口実にした派遣切りの相談は耳にするようになりました。▼震災とは無関係な地域、関連の薄い業種での派遣切りが見られます。「この時世だから」と言って、簡単に派遣労働者を切り捨てることは許されません。▼国レベルの問題でも、増税や社会保障抑制・普天間基地継続使用なども「この時世だから」で通ってしまふことがないよう、冷静な目を持たなければならぬと思います。(大阪 半田 みどり)